

海外計量事情

第49回 CIML 委員会、及び第21回 APLMF 総会の報告

(独)産業技術総合研究所 計量標準総合センター

国際計量室 総括主幹

松 本

毅



写真1：第49回 CIML 委員会の集合写真 (BIML 提供)

1 OIML と APLMF の概要

2014年(平成26年)の秋に法定計量分野の2つの国際会議に参加する機会を得たので、それらの概要について報告する。これらのうち、国際法定計量委員会(CIML)は国際法定計量機関(OIML)の理事機関として国際法定計量会議(OIML総会)を支える役割がある。その委員会は毎年開催されており、その審議事項は、4年に一度開かれるOIML総会において最終的に承認されるという手続きをとっている。2015年1月現在のOIML加盟国は正加盟国60カ国と準加盟国68カ国である。OIMLの代表者であるCIML委員長は英国NMO(国立計量局)のピーター・メイソン(Peter Mason)氏が、そして国際法定計量事務局

(BIML)の局長は米国出身のステファン・パトレ(Stephen Patoray)氏が担当している。また2013年より、(独)産業技術総合研究所・計量標準総合センター(NMIJ)の三木幸信代表は、CIML委員長を補佐する第一及び第二副委員長のうち、後者の役割を担っている。

アジア太平洋地域法定計量フォーラム(APLMF)は、OIMLと連携するアジア太平洋地域の法定計量分野の地域法定計量機関(RLMO)である。APLMFは1994年にAPEC加盟国を母体としてオーストラリアを議長国として発足し、我が国は2002-2007年の期間に議長と事務局を担当した。2015年1月現在の正加盟経済圏は20、準加盟経済圏は6で、議長と事務局は中国のAQSIQ(国家質量監督検疫総局)が担当してい

る。なお APLMF では参加メンバーを「国」ではなく「経済圏」と呼んでいる。総会は APLMF の最高議決機関であり、加盟経済圏において毎年持ち回りで開催されている。また WG (作業委員会) 総会も、その直前に開催されている。

2 第49回 CIML 委員会、及び関連集会

2.1 委員会の概要

今回の委員会は、ニュージーランド最大の都市であるオークランドのスカイシティ・ホテルにおいて2014年11月3-6日の日程で開催された。その集合写真を写真1に示す。BIML の資料によると、第49回 CIML 委員会への参加者は、正加盟国32カ国(代理参加を含めて51カ国)から76名、準加盟国10カ国から22名、及び BIML やその他の参加者も含めて合計約127名であった。そのうち我が国の経済産業省から1名、そして計量標準総合センター(NMIJ)からは三木代表を初めとする4名が参加した。

2.2 セミナー／RLMO 円卓会議／途上国諮問部会

CIML 委員会に先立つ11月3日には、新しいホームページに関するセミナーが開催された。これは最近大幅な改修を進めている OIML ホームページの構成とその使い方に関するもので、主にパトレ氏が説明を行った。またこの日には RLMO (地域法定計量機関) 円卓会議、及び途上国諮問部会が開催され、一部のメンバーが参加した。今回の円卓会議には、AFRIMETS (アフリカ内計量システム)、APLMF、COOMET (欧州・アジア国家計量標準機関協力機構)、SIM (アメリカ全大陸計量システム)、WELMEC (欧州法定計量協力機構) の代表(又は代理)を含む参加者22名が参加した。議長はこれまで RLMO 代表が交代で務めていたが、今回からは三木氏が第二副委員長としてその役割を果たすこととなった。この会議では、RLMO 相互の情報交換の継続、途上国諮問部会との連携、情報交換のための RLMO 専用ホームページの作成が主な話題となった。

2.3 第49回 CIML 委員会の開会式

ニュージーランド CIML 委員でもある産業・イノベーション・労働省(MBIE) 貿易標準部 部長のステファン・オブライアン(Stephen O'Brien)氏が挨拶を行

い、同氏の司会の下に MBIE 経済消費者保護局のホン・ゴールドスミス(Hon Goldsmith)氏が開会挨拶を行った。ちなみにこの委員会については現地の新聞及びテレビでも報道され、事前にメイソン氏とオブライアン氏が取材に対応して OIML の概要と法定計量の役割について説明した。

2.4 CIML 委員長の報告と BIML の活動紹介

メイソン氏及びパトレ氏から報告があった。その要旨は加盟国の拡大、BIML 建物とホームページの改善、新しい職員規定の履行、B6 の改訂や TC/SC 構造の見直しに伴う技術的作業の迅速化、R117 (燃料油メーター) 改訂プロジェクト、韓国で開催された OIML TC6 (包装商品) 会議、MAA 制度(2.10 参照) 検討のための臨時作業部会の活動、新しい途上国諮問部会、AFRIMETS 計量学校、ILAC/IAF との MoU であった。

2.5 BIML 局長の任期更新

2011年初めに局長に就任したパトレ氏は2015年末で5年の任期を終えるため、この委員会で局長の任期延長に関する議題が提案された。そして在任期間中の同事務局長の貢献が評価され、CIML 委員による投票の結果、同氏の5年間の任期延長が承認された。

2.6 財務に関する案件

パトレ氏が2013年の会計報告及び2014年度予算の執行状況について報告を行った。また外部会計士に対する4年間の任期延長が承認された。加盟国の寄付金により運営されている OIML 翻訳センターについては、BIML は翻訳作業や文書の電子化作業を積極的に行っており、以前問題とされていた寄付金の過剰な残高も減少しつつある。同氏は次回の委員会において、改めて翻訳センターのあり方について議論することを提案した。

2.7 開発途上国に関する案件

ここ数年 BIML は若手技術者を対象とした AFRIMETS 計量学校に対して積極的に協力している。今回は、2013年にチュニジアで開催された計量学校について報告があった。

第48回委員会において、APLMF 議長でもある中

国 AQSIQ のプー・チャンチェン (蒲長城) 氏は、途上国支援のための新しい諮問部会の設立を提唱し、承認された。この部会はその後、名称を「計量制度の整備途上にある国及び経済圏に関する諮問部会」と改めた。この委員会では活動報告が行われ、その要旨は同諮問部会と中国政府との協議、加盟国へのアンケート、この委員会の直前に開催された初回会議の報告、来年の活動計画であった。アンケートについては我が国も含めた 26 カ国から届いた回答結果が紹介された。

今回の委員会においては、CoP 2013 と名付けられた新たな OIML による途上国支援プロジェクト (2014-16 年度) も提案された。このプロジェクトには ITC (国際貿易センター)、METAS (スイス連邦計量機関)、PTB (ドイツ物理工学研究所)、NMI (オランダ計量研究所) も協力している。具体的支援策としては、OIML 文書を基にした包装商品制度の整備が提案された。ここでは米国から、このプロジェクトと包装商品認証制度との関係について質問があり、メイソン氏から、「これはそのような認証制度のためのものではなく、OIML R 87 (包装商品内容量) に基づいて南アフリカが作成した教材を利用する研修制度である」という説明があった。この背景として、かつて TC 6 において新しい OIML 独自の包装商品認証制度の実現に向けた議論が進められていたが、米国などの多くの反対意見によりそれを断念した経緯がある。

2.8 他機関との協力関係 (リエゾン)

BIPM (国際度量衡局) からは、代理人としてスイスの CIML 委員であるフィリップ・リチャード (Phillipe Richard) 氏が報告を行った。その要旨は今後の国際度量衡委員会 (CIPM) や国際度量衡総会 (CGPM) の予定、CIPM 委員の選挙、加盟国の変化、CIPM MRA (計量標準の国際相互承認協定) の進展、SI (国際単位系) の定義改訂の動向、GUM (計測における不確かさの表現のガイド) の改訂、炭素測定に関するワークショップ、研修生受入れプログラムなどであった。

ILAC (国際試験所認定協力機構) / IAF (国際認定フォーラム) との協力については、委員会直前に OIML との間の既存の MoU (覚書) の有効期間を 5 年間延長するための調印式がカナダのバンクバーにおいて行われたという報告があった。さらに ILAC/IAF からは、ニュージーランドのリチャード・ルレウェリン

(Richards Llewellyn) 氏が活動報告を行った。その要旨は ILAC/IAF の歴史と加盟機関、地域や各国の認定機関との連携、貿易の技術的障害 (TBT) を撤廃するための取り組みであった。

IEC (国際電気標準会議) からはスイスのマーク・アモス (Mark Amos) 氏が、IEC の歴史と構成、そして製品安全のための CB スキーム制度や IECEx (防爆対策) 制度などの適合性評価の仕組みについて紹介した。

CECIP (欧州はかり工業会) からは、同工業会の法定計量部長であるドイツのベロニカ・マルテンス (Veronika Martens) 氏が活動報告を行った。CECIP は各国の計量器製造事業者団体によって構成される機関で、その連携の範囲はヨーロッパ以外の地域までも含んでいる。同氏は MAA 制度などの国際相互認証制度の利用の拡大や MTL (製造事業者試験所) を含む製造事業者による品質管理制度への信頼強化を訴えた。なお同氏は今回の委員会で現職を辞任するという情報もあった。

2.9 技術活動

技術作業指針 (B6) は OIML の重要な基本文書の一つであり、TC/SC/PG (技術委員会 / 小委員会 / プロジェクト・グループ) の構造や技術活動の基本的な枠組みを規定している。BIML は B6 の改定版を 2012 年と 2013 年に続けて発行している。これらの改定の主旨は、これまでの TC/SC の下に各文書作成プロジェクトに一对一で対応する新たなプロジェクト・グループ (PG) を組織することであった。

第 48 回委員会以降、BIML は全ての TC/SC/PG への参加資格 (P/O) の見直しを行った結果、一部の TC/SC/PG について、事務局 / 世話人が存在しないか活動が停滞しているという問題が明らかとなった。委員会では、このような問題を抱える TC/SC/PG のうち 12 のプロジェクト (表 1 の No. 4-15) について、その解散が提案され、全て承認された。この議論において一部の委員からは、OIML 証明書制度にも関わる品質システムや医療機器などは OIML にとっても重要な分野であり、プロジェクトが積み重ねた知識の散逸という損失も考慮すれば、一部のプロジェクトは継続すべきであるという声もあった。一方これらの多くのプロジェクトを担当していた米国は、主に人材不足という理由から継続的な世話人の提供は困難であると訴え

た。BIML からは、一度解散されても必要性があればプロジェクトの再開は容易であり、またプロジェクトの解散と現行版 OIML 文書の廃止とのあいだには直接の相関関係は無いという説明もあった。

その他のプロジェクトについては、TC8/SC3(水以外の液体の動的体積・質量測定)が、既存の第1部(2007年版)も含めた R117 シリーズ全体の新たな改定作業を開始することを提案し、承認された(表1 No.1)。SC3はこの作業の中で、船舶用給油器、航空機用給油器、LNG 給油器なども R117 の対象範囲に加えることを提案している。また TC8/SC7(ガスメータリング)は、R140「ガス燃料の計量システム：2007年」を改定

するための作業プロジェクトを提案し、承認された(表1 No.2)。R140とはパイプライン等の業者間取引を想定した文書で、体積・温度・圧力を測定して取引量を総合的に計量するための大流量ガス測定システムを対象としている。さらに TC3/SC1(型式承認及び検定)は担当する既存の5つの OIML 文書を整理・統合した上で、新たな D 文書「計器の全ライフサイクルを通じた計量器の計量管理原則」を作成する新たなプロジェクトの開始を提案した(表1 No.3)。しかしこの案件については、新規ではなく既存のプロジェクトにより作業を行うことが合意された。

OIML 文書草案の最終的な承認手続きについては、

表1：第49回 CIML 委員会において議題に取り上げられたプロジェクト

No.	TC/SC	プロジェクト名	事務局 世話人	委員会の決定
1	TC8/SC3	R117-1/2/3：2007-2014「水以外の液体用動的計量システム」改定作業の開始	米国、ドイツ	開始
2	TC8/SC7	R140：2004「ガス燃料の計量システム」改定作業の開始	オランダ	開始
3	TC3/SC1	D文書「計器の全ライフサイクルを通じた計量器の計量管理原則」の作成作業	米国	継続
4	TC3/SC1	D13：1986「検査結果、型式承認及び検定の承認に関する二国間又は多国間協定のための指針」	なし 以前は米国	解散
5	TC3/SC5	新ガイド文書：ISO/IEC 17021(適合性評価)を法定計量における品質システム審査機関の評価に適用するための手引き		解散
6	TC3/SC5	新ガイド文書：「ISO 9001(品質マネジメントシステム)を法定計量管理に適用するための指針」		解散
7	TC7/SC4	R55：1981「自動車用スピードメーター、機械式オドメーター及びクロノタコグラフ」の改訂		解散
8	TC10/SC3	R97：1990「気圧計」の改訂	中国	解散
9	TC16/SC3	R112：1994の改訂：殺虫剤及び有害物質測定用高性能液体クロマトグラフ	なし 以前は米国	解散
10	TC16/SC4	新ガイド文書：有害廃棄物処理場における有毒化学汚染物質の大気サンプリング装置のための指針		解散
11	TC16/SC4	D22：1991の改訂：有害廃棄物より発生する大気汚染物質評価のための携帯用測定器に関する指針		解散
12	TC18/SC4	R89：1990の改訂：脳波計 - 検定の方法と装置	ロシア	解散
13	TC18/SC4	R90：1990の改訂：心電計 - 検定の方法と装置		解散
14	TC18/SC5	R26の改訂：医療用注射器	なし。以前は デンマーク	解散
15	TC18/SC5	新 R 文書：電子式血球計数装置の容器		解散

表2：第49回 CIML 委員会で承認された最終国際文書案（FDR/FDA）

No.	TC/SC	文書番号	文 書 名		事務局 世話人
1	TC7	R35-1 修正	一般使用のための長さの実量器 への修正文書	第1部：計量及び技術要求事項	英国
2	TC8/SC3	R117-2	水以外の液体用動的計量システ ム	第2部：計量管理及び性能試験	米国、ドイツ
3	TC8/SC3	R117-3		第3部：試験報告書の様式	
4	TC8/SC7	R139-1	自動車用圧縮ガス燃料の計量シ ステム	第1部：計量及び技術要求事項	オランダ
5	TC8/SC7	R139-2		第2部：計量管理及び性能試験	
6	TC9/SC2	R50-1	連続式積算自動はかり（ベルト ウェア）	第1部：計量及び技術要求事項	英国
7	TC9/SC2	R50-2		第2部：試験手順	
8	TC9/SC2	R50-3		第3部：試験報告書	

表2に示す最終国際勧告案（FDR）と最終修正文書案（FDA）の全てが承認され、今後は発行に向けた作業が行われることとなった。

2.10 OIML 基本証明書制度と MAA 制度

法定計量における証明書制度とは一般に、計量器型式への適合性評価結果に対する証明書（承認通知書）や型式評価報告書について、相互受け入れを実現するための制度を意味する。これらの制度のうち、OIML 基本証明書制度は1991年に創設された古い制度で、加盟国が証明書を任意かつ相互に受け入れるための緩やかな制度であり、現在約40の計量器カテゴリで運用されている。MAA（型式評価国際相互受入れ取決め）の枠組み）制度は、基本証明書制度を置き換えるべく2006年より運用が開始された新しい制度である。MAA 制度では証明書の発行に関与する試験機関の能力をより厳しく審査し、証明書と型式評価報告書に対する信頼性を向上させ、その代わり相互受け入れの義務も強めている。

ここ数年 OIML では、基本証明書制度から MAA 制度への移行の促進が話題となっており、そのため臨時作業部会を構成して検討作業を行っている。この作業部会は第48回委員会において MAA セミナーを実施し、そして2014年3月には米国において作業部会を開催した。今回の委員会においては、臨時作業部会世話人で CIML 第一副委員長でもあるドイツのローマ

ン・シュワルツ（Roman Schwartz）氏が活動報告を行った。その要旨は、臨時作業部会からの質問事項（2014年2月）に対する21カ国からの回答、MAA に関する宣伝普及活動（作業グループ1.1）、OIML 証明書の利用状況に関する調査の開始（作業グループ1.2）、CPR（MAA の参加資格審査委員会）の上部階層となる運営委員会の新設に向けた検討（作業グループ2）、基本証明書を使い続ける理由や他機関が運用している認証制度に関する調査（作業グループ3）であった。

2.11 表彰、及び次回の委員会

OIML 功労賞（OIML メダル）が、元第一副委員長でもあるオーストラリアのグラハム・ハーベイ（Grahame Harvey）氏と南アフリカのスチュアート・カールステン（Stuart Carstens）氏、そしてベロニカ・マルテンス氏に授与された。さらに「法定計量に対する顕著な貢献賞」がセルビアの計量・貴金属局（DMDM）に授与された。次回の第50回委員会については、2015年10月にフランスで開催することについて合意され、委員会終了後にボルドー郊外が開催地に選ばれた。

3 第21回 APLMF 総会

3.1 総会の概要

第21回 APLMF 総会及び WG 総会は、2014年11月10日（月）～12日（水）の日程でニュージーランド

の首都であるウェリントンにおいて開催された。ホスト機関は CIML 委員会と同じく MBIE である。事務局が公開した参加者リストによると、来賓やオブザーバーも含めて合計 16 の加盟経済圏の正加盟経済圏から約 60 名が参加した (写真 2)。前の週に CIML 委員会があったため、今回の総会には CIML 委員長や BIML 局長を含めて多くの来賓が同席した。我が国からは、CIML 委員会に参加したメンバーのうち 4 名が参加した。



写真 2 : 第21回 APLMF 総会の集合写真 (ホスト国提供)

3.2 作業部会総会：各 WG の報告

APLMF には計量の分野ごとに 7 つの WG (作業部会) が存在する。通常 WG 総会は総会の直前に開催され、総会に備えて予備的ではあるが実質的な審議を行っている。そのため WG 総会には総会への参加者の多くが参加し、全ての WG の議論に加わっている。今回の WG 総会は、米国のチャールズ・アーリック (Charles Ehrlich) 氏及びカナダのアラン・ジョンストン

(Alan Johnston) 氏の司会により進行された。

研修調整に関する WG からは、主査であるオーストラリアのマリアン・ヘアー (Marian Haire) 氏より報告があった。以前から研修活動は APLMF 活動の中で大きな比重を占めており、そのためこの WG には APLMF の全ての研修活動の調整役としての重要な役割がある。また他の 6 つの WG の主査は、原則的にこの研修 WG のメンバーとなっている。今回の総会ではヘアー氏より、第 20 回総会 (2013 年 11 月) 以降に行われた研修等の報告 (表 3 参照) があった。

包装商品に関する WG からは、新しい主査であるニュージーランド BMIE のケビン・グドムンソン (Kevin Gudmundsson) 氏から報告があり、その中心は包装商品を担当する OIML TC6 の活動状況であった。それによると、2014 年 9 月に韓国で開催された TC6 会議においては、R 79 (包装商品ラベル・CD6) 及び R 87 (包装商品内容量・CD4) の内容について基本合意があり、これらの文書に対する CIML 委員による予備投票に向けて準備を進めることとなった。また日本が提案した段階的サンプリング手法に関する新たな附属書 H は R 87 に取り入れられ、ニュージーランドが作成中の別のサンプリング手法については、R 87 とは別のガイド文書として発行されることになった。さらに APLMF 地域の包装商品の共通検査手法に関するガイド文書の作成の提案や、ニュージーランドにおける包装商品に対する検査手法の紹介もあった。

ユーティリティ・メーターに関する WG からは、欠席した主査であるカナダのジル・ビネット (Gilles Vinet) 氏代理のジョンストン氏から、ユーティリティ・メーターに関する OIML の状況に関する報告があった。その内容は、OIML R 46 (電力量計)、R 49 (水道メーター)、R 137 (ガスメーター)、R 139 (CNG 燃料油メーター) の改訂状況であった。

相互承認 (MRA) に関する WG の主査であるアーリック氏 (米国 NIST) より、計量器型式評価のための試験結果の相互受け入れを目的とした OIML MAA 制度の進展、特に第 48-49 回 CIML 委員会における同制度の改革に向けた検討状況について報告があった。この報告の後、来賓として参加したメイソン氏の助言を契機として、この WG は APLMF 地域における OIML 証明書の相互利用の実態、特に二国間又は多国間の地域的な証明書の相互受入の実態について調査を行うこ

表3：APLMF 研修実績及び研修計画（2013年以降）

No.	研修題目	開催地	日程	講師提供国 (又は機関)	主な予算
1	スマート電力計に関する研修	インドネシア、 バンドン	2013/ 6/17-20	中国 (NIM)	APLMF、 ホスト国
2	穀物水分計トレーサビリティ研修	タイ、 チェンマイ	2013/ 11/25-29	日本 (NMIJ & 民間)	APLMF、 ホスト国
3	MEDEA プロジェクト・ワークショップ	インドネシア、 ジャカルタ	2014/ 5/30-6/1	PTB, APMP, APLMF	PTB
4	非自動はかり研修	インドネシア、 バンドン	2014/ 9/1-5	中国 (NIM)	APLMF、 ホスト国
5	国際協力に関する専門家ワークショップ	ドイツ PTB	2015/ 3/24-27	PTB, APMP, APLMF	PTB
6	タクシーメーターの検定 (案)	中国	2015/4	中国	PTB
7	包装商品 (案)	インドネシア	2015/5	ニュージーランド	PTB
8	石油燃料油メーターの検定 (案)	タイ	2015/6	オーストラリア	PTB
9	CNG 燃料油メーターの検定 (案)	マレーシア	2015/8	マレーシア	PTB
10	穀物水分計トレーサビリティ研修 (案)	カンボジア	2015/11	日本	PTB
11	質量/体積/長さの検定 (案)	インドネシア	2016/5	日本	PTB
12	大流量石油流量計研修 (案)	日本	2016/6	日本、タイ	PTB
13	小売り用非自動はかり検定 (案)	マレーシア	2016	オーストラリア他	PTB
14	医療計測機器に対する行政的規制に関するワークショップ (案：APEC の承認待ち)	台湾	承認の場合 2016?	台湾、日本他	APEC?
15	トラックスケール検定 (案)	中国	2017/ 9	中国	PTB
16	ソフトウェア・ワークショップ (案)	ベトナム	2017	PTB、日本	PTB
17	水道メーター検定・型式承認 (案)	マレーシア	2017	オランダ	PTB

とになった。

医療計測機器に関する WG 主査代理である台湾 BSMI (経済部標準試験局) のヤン・ジンハイ (楊金海) 氏からは、WG 主査で BSMI 所長でもあったチェン・ジェイサン (陳介山) 氏の退職に伴い、主査が BSMI 副所長のチョアン・スーチン (莊素琴) 氏に交代したという報告があった。そして2014年8月に APLMF 事務局より加盟経済圏に送付された「医療計測機器に対する計量管理に関する調査」、及び5カ国(日本、モンゴル、フィリピン、台湾、ベトナム) から届いた回

答結果について報告があった。

農産物の品質計測に関する WG の主査である筆者より、タイ CBWM (中央度量衡局) の支援により2013年11月にチェンマイで実施された穀物水分計研修の概要を中心に報告を行った。この研修には7カ国から32名の研修生が参加し、さらに日本からは筆者及びケツト科学研究所 (株) から合計5名の講師が参加した。この研修はホスト国、APLMF、講師派遣国の協力による自己予算形式で運営されたが、今後は PTB 支援を受けた MEDEA プロジェクトの一つとして運営され

ることになる。またこのWGはAPLMF地域で活用するための穀物水分計に関する新しいガイド文書の作成作業を行っている。さらにOIML TC17/SC1(水分計)及びTC17/SC8(蛋白質計)の動向についても報告があった。

計測システム管理WGからは、主査である中国のヤン・ユータオ(Yang Youtao)氏の代理として、APLMF事務局のグオ・スー(郭譚)氏が活動報告を行った。同WGはAPLMFが提供する全てのガイド文書のとりまとめ作業を担当すると共に、独自のガイド文書を作成している。今回の会議では、このWGが作成を進めている「法定計量管理下にある医療分野における電離放射線計測」、「医療計量器に対する補完的な計量管理」、「産業と法定計量のための圧力計測」と題した3つのガイド文書の草案が公開された。

3.3 作業部会総会：MEDEAプロジェクト会議

これは過去の作業部会(WG)総会にはなかった議題であるが、PTB(ドイツ物理工学研究所)の支援によるMEDEAプロジェクトを推進するため、WG総会の半分の時間を費やして討議が行われた。この背景として、PTBは長年にわたって積極的な途上国支援政策を続けてきた。その背後にはドイツの途上国支援政策を担当する連邦経済協力開発省(BMZ)が存在するが、BMZは政策立案と予算支援のみを行い、実際の支援活動は分野ごとに別機関が担当している。

2013年にPTBは、BMZによる途上国支援プロジェクトの実施機関として指名された。これは2014-2017年の期間について実施される予算総額2百万ユーロ(3億円)のプロジェクトであり、アジアにおける多国間の計量に関する社会基盤の強化を目的としている。そのためPTBはアジア地域の地域計量機関であるAPMP(アジア太平洋計量計画)とAPLMFに対して連携を呼びかけていた。これに応じてAPMPはいち早くPTBの提案を受け入れ、既に一部の研修等を実施しつつある。APLMFは当初PTBとの連携には消極的であったが、2013年の総会においてこのプロジェクトを受け入れることを承諾した。このプロジェクトは、APLMFとAPMPの両機関においてMEDEA(計量分野のアジア途上国支援)プロジェクトと呼ばれている。

このMEDEAプロジェクト会議は、ヘアー氏と

PTBのアンナ・チピオンカ(Anna Cypionka)氏の司会により運営された。まずチピオンカ氏が、MEDEAプロジェクトの概要、昨年の総会以降のプロジェクトの進捗状況、2014年にインドネシア及び韓国で実施されたMEDEAプロジェクト・ワークショップの概要について報告した。さらにチピオンカ氏は、MEDEAプロジェクトにおける支援対象となるための必須事項と推奨事項について説明した。そして今後のMEDEAプロジェクトにおいてAPLMF及びAPMPが実施する4つの合同研修パッケージ、及びAPLMF単独パッケージが以下の通り提案された。

- 合同パッケージ1：途上国における計量基盤整備(APLMFガイドの改定作業)
- 合同パッケージ2：計量に対する認識の向上
- 合同パッケージ3：国際協力に関する専門家グループ(国際担当者相互の意見交換)
- 合同パッケージ4：組織運営と利害関係者とのコミュニケーションに関する手法
- APLMF単独パッケージ：法定計量研修

うちAPLMF単独パッケージには、過去にAPLMFが実施してきた法定計量分野の研修やセミナー等の全てが含まれる。今回の会議では、この単独パッケージの具体的内容が話題の中心となり、議論の結果、合計11の研修課題(案)、それらの実施時期/講師/ホスト国の原案が表3に示すとおり内定した。

3.4 APLMF 総会

WG総会の後に行われた総会では、オブライアン氏の司会の元に、ホスト国を代表してMBIE消費者保護局・局長のサンジャイ・ラジ(Sanjai Raj)氏から歓迎の挨拶があった。ラジ氏は、消費者保護という観点から見た法定計量制度の重要性と、APLMFの役割を強調した。その後、プー議長と名誉議長であるオブライアン氏の司会の元に議事進行が進められた。

まず議長及び事務局が、前回の総会以降のAPLMFの活動について報告した。その主な内容は、APLMF議長・事務局の構成、域内の調査活動、APLMFメンバー構成、この1年に実施した研修の報告、試験手法やガイド文書の作成、APLMF各経済圏の状況等、第49回CIML委員会への参加、中国で開催されたAPEC-SCSC(基準適合性小委員会)への参加、PTBによる

MEDEA プロジェクトへの協力であった。

APMP からは、ニュージーランド国家計量標準機関である MSL 所長のティム・アームストロング (Tim Armstrong) 氏から報告があった。その概要は APMP と APLAC が連携した技能試験プログラム、MEDEA プロジェクトの中で APMP が実施している研修等の状況、新しい議長であるオーストラリア NMIA のピーター・フィスク (Peter Fisk) 氏と APMP 執行委員の紹介、新規加盟機関の状況、中間会合や総会 (GA) の開催状況であった。

OIML からは BIML のパトレ局長から第49回 CIML 委員会の結果について報告があった。そして質疑の中で、LED 等の照明器具の性能に関する技術基準や穀物水分計トレーサビリティが将来、法定計量と計量標準が合同で取り組むべき課題として挙げられた。また、APLMF 加盟経済圏の多くを占める OIML 準加盟国の技術活動への参加に関するコメントもあった。

APLAC (アジア太平洋試験所認定協力機構) からは、ニュージーランド認定機関である IANZ のルウェリン氏が報告を行った。その主な内容は、アジア太平洋の SRB (専門家地域機関) である APLMF、APMP、PAC (太平洋認定協力機構)、PASC (太平洋地域標準会議) との連携、認定活動を通じた WTO-TBT (貿易の技術的障害) 協定への貢献、研修活動、ILAC MRA (国際試験所認定協力機構の相互承認協定) の状況であった。

最近の各加盟経済圏の状況については、各経済圏から報告があった。我が国の経済産業省の代表は、OIML 技術委員会における我が国の活動状況、OIML 勧告文書の JIS への引用、JICA 研修の動向などについて紹介した。ホスト国からは、貿易標準部のマーティン・ラシュトン (Martin Rushton) 氏が「法定計量制度：その実施と利害関係者との協力に関するニュージーランドの試み」と題した講演を行った。

3.5 APLMF 総会—正加盟経済圏会議

中国 AQSIQ は、2007年10月に日本から議長と事務局を引き継いだ。APLMF の覚書 (MoU) によると議長の任期は最長で4年間であるため、中国は次期議長国を募集していた。この総会において副議長は、ニュージーランド (MBIE) が議長と事務局を引き受け

ることを承諾したという報告を行い、続いてオブライアン氏がプレゼン資料と共に引き継ぎの意思表明を行った。この提案に対しては、参加した経済圏が賛成した。具体的な手続きとしては、今後1年間をかけて引き継ぎの作業を進め、2015年秋の第22回総会の直後に議長・事務局を引き継ぐ公式行事を行う。最後に中国代表は、7年間の議長担当期間における加盟経済圏による支援に対して、深い謝意を表明した。

これまで準加盟国であったブルネイが正加盟国となることが承認され、同国の計量標準機関である NSC (国家標準センター) の代表が挨拶を行った。NSC はブルネイの計量標準と法定計量の両方を担当している。この結果、APLMF 加盟経済圏の総数は変わらないが、正加盟経済圏が20、準加盟経済圏が6となった。また APLMF 功労賞がインドネシア計量局 (DoM) のハリ・プラバコ (Hari Prawoko) 氏に授与された。その理由は、数多くの研修等の開催国としての積極的な支援であった。

4 おわりに

OIML と APLMF は、規約に基づいて運営される国際機関と緩やかな意見交換のための地域的なフォーラムという大きな性格の違いはあるが、両者はアジア地域の法定計量制度を考える際に欠くことができない重要な機関である。今回の一連の会議における我が国にとって大きな出来事は、CIML 第二副委員長に就任した三木氏が RLMO 円卓会議で議長を務めるなど、OIML の中でより重要な役割を果たし始めているという事実である。また OIML 及び APLMF 共に途上国支援活動がより重要な役割となっており、OIML と地域計量機関との連携が求められている。APLMF については、ここ数年の懸案事項であった次期議長担当国がやっと確定した。議長や事務局の担当国は APLMF だけではなく国際機関に共通した問題で、人材と予算の面でそれらを担当できる国は限られており、一部の先進国が繰り返し議長を担当することも珍しくはない。また昨年受け入れた PTB プロジェクト (MEDEA) に基づいた研修活動が本格化し、より多くの研修課題とともに実施に向けて動きつつある。予算を消化するだけではなく、研修を運営するための人材や支援体制が今後の課題である。